「荷受代行」・「荷物転送」アルバイトにご注意！

「送られてきた荷物を指定された住所へ転送するだけで報酬がもらえるというアルバイトをするために身分証明書を送ったところ、知らない間に自分の名義で携帯電話が契約されていた」という相談が寄せられ始めています。

①　ＳＮＳでアルバイトを紹介され、身分証明書の画像など、個人情報を相手に教える

ＳＮＳを通じてアルバイトの相手に連絡を取ります。「内容は電化製品・電子機器の入った荷物を指定の場所に送るだけ」「1 回送るたびに報酬が支払われる」「アルバイトを始めるには身分証明書が必要」といった説明がされます。

消費者はアルバイトのため、運転免許証や健康保険証を画像に撮り、相手方に送付しています。その他、報酬の振込先の銀行等口座などを伝えています。

②　消費者の個人情報や身分証明書の画像を使って、ネット通販で携帯電話などが契約される

相手を含めた何者かが「消費者」を「契約者」として格安スマホやＳＩＭカードを契約しているようです。消費者は何も認識していません。

③　消費者が届いた荷物を指定された住所に転送することで、報酬が支払われる

消費者のもとに②で契約されたと思われる携帯電話などの入った荷物が届きます。「荷物も書類も中身は開封せず、そのまま着払いで指定の住所に送ってほしい」と指示されています。その住所に荷物が届いたことが確認された時点で報酬が消費者の銀行等口座に支払われます。こうしたことを複数回行っているケースが見られます。

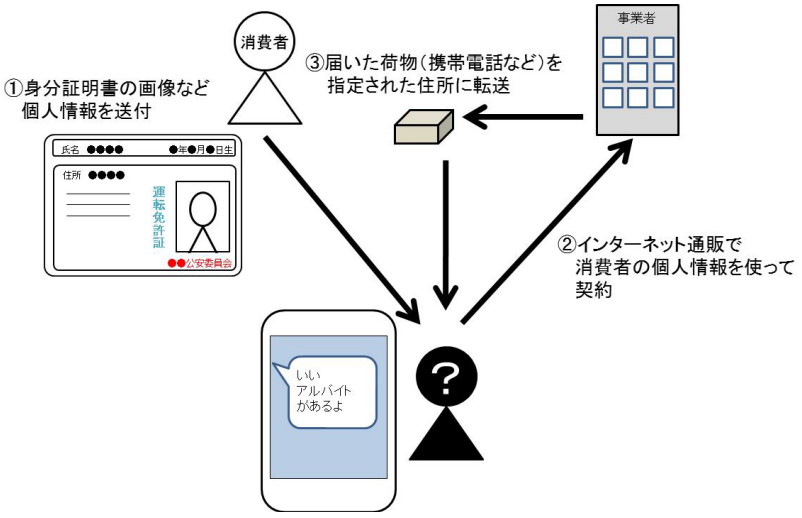

消費者へのアドバイス

消費者は「荷受代行」「荷物転送」のアルバイトのつもりが、消費者の名義で不正に契約された携帯電話などが、犯罪に使用される可能性もあります。こうしたアルバイトは絶対にしないようにしましょう。

また、運転免許証や健康保険証、銀行等口座などの個人情報を安易に伝えないようにしましょう。

［国民生活センター公表　H28. 7］

消費生活相談のことなら・・・

- 岐阜県県民生活相談センター　　058-277-1003
- 輪之内町消費生活相談窓口（住民課）　IP：050-5808-9600，0584-69-3111
- 消費者ホットライン　☎188（いやや）